

## 近世鳥取藩の宿駅

中 林 保

## はじめに

近世の街道は東海道・中山道・奥州道・日光道・甲州道の五街道を中心に発達した。とくに参覲交代以後各藩は、その本城所在地と江戸を結ぶ往還を中心に藩領内の主要都市を結ぶ交通路の整備をおこなった。

近世鳥取藩領内では「鳥取・駒帰間（智頭街道）、鳥取・米子間（伯耆街道）、米子・板井原間（出雲街道）の大道筋<sup>(1)</sup>」が主要交通路として整備された。但馬往来（鳥取―但馬）・津山往来（智頭―津山―作州道）・若桜往来（鳥取―若桜―播州往来）・鹿野往来（鳥取―鹿野―伯耆中道）・倉吉往来（伯耆街道園―倉吉）・八橋往来（倉吉―八橋）・日野往来（伯耆街道小浪―多里）・境往来（米子―境）・法勝寺往来（米子―法勝寺）などの脇往来がこれに附だ。脇往来は道路幅も狭く、そのうえ屈曲や傾斜が多く河川には橋のかからぬ所もあった。しかし、これらの大道筋や脇往来には宿駅が設けられ宿場町が形成された。

東海道をはじめとする五街道など主要街道の宿駅制度や宿場町に関する先学の研究は多いが、脇街道のそれは少な

## 宿駅と伝馬数

往来街道	寛永14 「表」	慶安14 「達」	承応4 「明曆」	元禄14 元禄15	享保7 (文久2)	藩因 「傳」	史志 「馬」 数
伯 者	大塚 赤逢 御淀 米	塚 崎屋 江子	逢 坂		(由 大八 赤下 御淀 米	良)塚 橋崎 市厨 江子	10 15 12 14 16
出 雲	溝 二根 板井	口 部 雨原			陰 溝(天 二根 板井	田口 万部 雨原	20 13 11 14
日 野	江 尾			霞	尾 黒駒 大 多	高 坂崎 宮 里	14
作 州	松倉 湯穴	崎吉 関鴨			松倉 湯穴	崎吉 関鴨	20
	法正 寺				法性 寺		20

## 一、宿駅制度

い。本稿では、参覲交代でも一藩主しか通行しないような脇街道、とくに鳥取藩の宿駅制度と「智頭街道」・「出雲街道」の宿場町について論考を進めたい。なお十分な史料が得られず、宿駅制度については『鳥取藩史』、宿場町については「町地図」・「地統図」によるところが多かった。

第1表 近世鳥取藩領の

往來街道	寛永14年表	慶安14年「達」	承応4年「明暦元」	元禄14年「元禄15」	享保7年(文久2)	藩因傳	史志馬數
智頭	鳥取 瀬頭 用智	釜口 瀬頭 駒			鳥取(袋河原)口 釜用智駒野		20 18 22 9 5
若桜	若桜	高下			岡船井 安		3 4
但馬	岩井湯村	細川			本留村 岩町湯		5 12
雨滝		本			宮ノ下		
鹿野	坂野	吉岡			坂村奴 野湯志加		
					賀露		
伯耆	木屋 泊	津橋			木村崎 母湯芦泊湊		13 13 11

宿駅制度の成立 鳥取藩では宿駅を「宿場・馬次・又単に宿(と)」とよんだ。

近世鳥取藩の宿駅に関する史料は寛永十四年(一六三七)六月朔日の「因幡伯耆駄賃銀宿賃書付」が初見である。参覲交代が制度化されるのは寛永十二年(一六三五)六月二十一日の「武家諸法度」の改正時である。鳥取藩主の参覲交代は寛永十二年(一六三五)から文久二年(一八六二)までの二二七年間に一七八回に及んだという(3)。初代藩主池田光仲は寛永九年(一六三二)三歳で襲封したが、初めて領国に入ったのは寛永十八年(一六四一)で十二歳

の時であった。しかし、この入国は「百日御入湯御暇」で正式なものでなかった。正式な参覲交代による入国は慶安元年（一六四八）で十九歳の時であった。

したがって鳥取藩の宿駅は、鳥取藩主の参覲交代が始まる以前、おそらく池田光仲の入部による近世鳥取藩が成立した寛永九年から寛永十四年の間（一六三二～三七）に設置されたのであろう。

近世鳥取藩領内の宿駅は第一表に示すとおりである。

寛永十四年（一六三七）六月朔日の「因幡伯耆駄賃銀宿賃書付」には二五の宿駅がみられる。それらはおもに智頭街道・伯耆街道・出雲街道の大道筋が中心で、鳥取と因幡国内の要地を結ぶ脇往來がこれにつぐ。

その後慶安四年（一六五一）正月十八日の「達」で、智頭街道に釜口・駒帰、伯耆街道に橋津、若桜往來に高下、但馬往來に細川、鹿野往來に吉岡、雨滝往來に栃本、法勝寺往來に法勝寺の合計八宿駅が追加された。

承応四年（一六五五）正月十日には伯耆街道の「橋津、大塚六里の中間なる長瀬村を宿駅とし、馬拾五疋を常置(4)」させた。

元祿十四年（一七〇一）六月になると日野郡霞村を宿駅とし、翌十五年（一七〇二）二月には伯耆街道の中市宿駅が経営不振となり下市・上市・岡の三村の共同経営が命ぜられた。

享保七年（一七二二）七月藩領内の宿駅に「馬次駄賃之事」について制札が出された。このときの宿駅は四七か所をかぞえることができ、大道筋脇・往來筋の藩領内の枢要地に宿駅がおかれていることが知られる。

このとき以後の宿駅の増設・改廢は三か所である。

その一は、享保十七年（一七三二）伯耆街道の大塚村の宿駅が廢止され由良村が新しい宿駅となる。

その二は、文久二年（一八六二）松江藩主の参観交代路が「新出雲街道」へ道替となり天万村が新宿となった。

その三は、文久三年（一八六三）智頭街道の用瀬宿で継立て鳥取に入る場合夜になることが多い。そこで袋河原と河原の両村が間宿となった。

このほかの宿駅の増設改廃はみられない。鳥取藩の宿駅は江戸時代中期の享保（一七一六～三六）のころまでに大部分が設置されたものと考えられる。

旅宿 鳥取・米子・倉吉の宿駅には「旅宿を置き、定数の伝馬・人足を常置<sup>(6)</sup>」させた。

旅宿は「宿駅に限り許され<sup>(6)</sup>」、そのほかの所では相対任意の宿泊で旅宿の営業は許されなかった。

旅宿は在方から町に出た者、他藩からやって来た者が利用した。したがって藩や町の禍<sup>わざわ</sup>いをまねく危険性があるというので「旅宿の所在宿泊の方法・宿泊人の改方など、その制定は極めて厳<sup>(7)</sup>」しかった。

鳥取における旅宿は、藩政期の初めには鳥取への各入口に散在していたが、慶安（一六四八～五二）年中に「宿屋町を定められ、川端二丁目・三丁目・四丁目の三ヶ町とせらる。後には、二丁目に旅店なく、三丁目・四丁目に限れる<sup>(8)</sup>」ようになった。宿屋町に定められた川端は、城下町の総構えである袋川の内側の町屋にあり、智頭街道・伯耆街道・若桜往来などの馬立場に近く旅客の往来で賑わうところであった。

のちには川端の宿屋町以外の他の所でも宿屋が許されるようになった。宝暦十三年（一七六三）六月の「町方御法度」には「古来より旅人宿の義、川端三町之内ニ御定置、其後他町宿屋人別御定被仰付候<sup>(9)</sup>」とある。

米子の宿屋町は東倉吉町・西倉吉町・片原町（安政四年天神町と改める）である。

東倉吉町・西倉吉町は伯耆街道が米子の城下に入り大手通りと結ぶ町筋である。片原町は賀茂川の川口・外堀に沿う地域である。出雲・松江への渡海船その他公私の船舶は片原町が管轄しており、渡海の者の便を計って宿屋町とされたところである(10)。

鳥取・米子に次ぐ藩領内の町であった倉吉・八橋には「一夜宿」・「廿日宿」の旅宿が許された。

一夜宿とは、「往來旅人・六拾六部順礼体之者迄一夜泊り者差留申候。尤、商人等之旅人も是又一夜者差留申候、其余ハ本宿屋江遣候(11)」とみられるように、通行人を相手とした宿屋である。

廿日宿も、「他国之商人等罷越逗留致度申候節者、生国宗旨相札候て、日数廿日と相極メ、宿屋より相断、役人共承届候上逗留致セ申候、尤、其余ノ日数之儀者、追て相断候得者、其品ニより役人共承届差留申候(12)」とあり、他国からの商人を旅客とする宿屋である。

このほかの宿駅で営業が許された旅宿は「一夜宿」だけであった。しかし、宿泊者は「極めて従々たるもの(13)」であった。

宿駅以外の村では山伏・虚無僧・有名な商人が一夜の宿を臨時に民家に借りることが許されていた。しかし、呉服・小間物などの行商人の民家への宿泊は許されず、宿駅で宿泊しなければならなかった(14)。

伝馬 公用の往來・御用状の遞送などのために宿駅には伝馬や人足が常備された。伝馬や人足は「郡奉行の手形、また、必要に応じて郡奉行宛の手形を出せば使用(15)」できた。この場合、伝馬や人足は各村より無償で使用者に提供され、その賃金は地方の負担となり高懸村遣中より支払われた。

一般の私用で往來する人々や荷物の運賃は公定の賃金で相対雇用であった。

第2表 宿駅毎伝馬1頭当りの高

往来	宿 駅	伝馬数 『藩史』	村高	
			天保5	伝馬数
智頭往来	取瀬	20	石	
	用瀬	18	248	13.7
	智頭	22	633	28.7
	駒帰	9	79	8.7
	野原	5	73	14.6
	平均			16.4
伯耆街道	木泊	13	106	8.2
	長瀬	13	84	6.4
	由良	11	2,023	183.9
	赤崎	10	695	69.5
	御来屋	15	742	49.4
	淀江	12	275	22.9
	米子	14	1,130	80.7
	平均			60.1
出雲街道	溝口	20	489	24.9
	二部	13	470	36.1
	根雨	11	243	22.0
	板井	14	93	6.6
	平均			

万治三年（一六六〇）以降になると手形による無償の伝馬や人足の調達も手形を年貢に立用し、公定の賃金を支払う方法がとられた<sup>16)</sup>。

伝馬は藩領内すべての宿駅に配置されたわけではなかった。伝馬の配置された宿駅は主として往来の頻繁な智頭街道・伯耆街道・出雲街道であった。

伝馬がいつから配置されたかはつきりしない。頭数については最初は鳥取・米子・倉吉・智頭・用瀬などの主要宿駅には三〇〜四〇頭、そのほかの宿駅には一〇〜二〇頭が配置されていたようである。しかし、各宿駅とも、時代の推移とともに、伝馬の飼育が困難となり減馬や飼養料の嘆願を藩へ提出している。

いま伝馬のおかれた宿駅の村高を伝馬数で割って伝馬一頭当りの高を算出してみた（第二表参照）。数値を街道や

往来ごとに平均値を算出してみると智頭街道一六・四石、伯耆街道六〇・一石、出雲街道二二・四石となり、鳥取藩主の参観交代路の智頭街道の平均値が最も低く、松江藩主の参観交代路の出雲街道がこれに次ぐ。

参観交代が頻繁であった東海道の宿駅でも普通三〇〜五〇石といわれ

ている(18)から、智頭街道の宿駅の二六・四石はかなり低い。

そのためか智頭街道の智頭宿・用瀬宿の伝馬の減馬や駄賃の値上げの願いがしばしば提出されている(19)。

一、此度智頭宿用瀬村両所馬駄馬数四拾式疋之内、御減少奉願上候処、当子年より辰年迄五年之内、拾疋御赦免被為仰付、両所之困窮之者共、難有仕合ニ奉願候。然ル上は、残ル三拾式疋之高にて、御用御荷物其外往来荷物等至迄、差支無御座様ニ、庄屋・年寄・五人組・馬頭・馬持等迄、急度書付致させ、銘々共迄請取置、其上にて私共より書付差上ケ申上候。以上

宝曆六年子四月 日

智頭郡大庄屋智頭宿

得原久四郎 ㊦

同 郡大庄屋用瀬村

八木新右衛門 ㊧

井上助左衛門様

史料は智頭宿用瀬宿に関するものであるが、両宿駅にかぎらず藩領内の宿駅で伝馬を維持するためしばしば「借銀」などの願いが提出されている。そのような状態であったので各宿駅の伝馬はその数を減じていくばかりであった。

助郷 元和・寛永(二六一五〜四四)ごろまでの参覲交代は戦場の例にならって自ら食糧を携行し荷物も従者に担わせた。元祿(一六八八〜一七〇四)ごろになると華美奢侈となり、自ら荷物を携えず多くの人馬を宿駅を役とするようになった(19)。このため各宿駅には多量の助郷が課せられた。

鳥取藩の助郷については断片的な史料しかなくはつきりしないところが多い。しかし、次の史料をみると「村送り」・「宿送り」の助郷があったことが知られる(20)。

一、宿送り・村送りを以相達候御用之書状、近比及遅滞、或は致紛失、猥成儀も有之候、依之、向後遂吟味候間、未々迄入念相

達様ニ可被申付候、此以後は御用場へ致根帳置、日々之文通其品を付留置候ニ付、兼て其旨可被相心得候、万一及遲滞候もの相頭候は、急度曲事可被申付候。

一、村送りハ可為伝役候、明松灯賃米は一里五合宛、宿送り人足は壹里壹升宛被遣候儀御定法有之候、明松灯宿送りは其時之村庄屋より手形取置、御年貢相立可申事。

村送りは往来や街道沿いの各村に課役されたもので、先の村から来る伝馬・御用状箱などに付属した人足と交替して次の村へ送るものである。この場合村送りの課役に徴用される人々は該当村の人々であった。

宿送りは宿駅から宿駅へ継立てるものである。この宿送りに徴用される人々も通常は該当宿駅の人々であった。しかし、大量の荷物の運搬には一郷の人々が徴用されていたことが次の史料から知られる(21)。

日野郡宿駅公用人馬定につき申渡状控、一筆申入候。然は左之宿々只今迄馬数御定員数ニ不拘、雲州様并ニ母里広瀬様共御上下を始め、御平用其外諸国之御用荷物等付候丈は、日々継立人足ハ御定無之儀ニ付、是又同様継立斤目重之荷物にて運送相成兼候砌ハ増人夫差出し、宿中にて人馬手合不申節ハ、郷中にて人夫相雇、間挽銀立宿中人別并ニ郡中にて相弁候得共……(後略)

このほか「在方請事扣」の宝暦六年(一七五六)三月の条の智頭郡駒帰宿(22)の場合をみて、智頭郡山形郷の十六ヶ村が対象になっており、鳥取藩の助郷は近世の「郷荘保」の範圍を対象にしていたものと推定される。

しかし、天保三年(一八三二)二月鳥取藩主が参覲交代で鳥取へ帰城のとき、平福宿(兵庫県佐用町平福)・小原宿(岡山県大原町大原)へ徴発された馬が九十五頭ある。これらの馬の徴発範圍は因幡国内だけでなく、「泊り馬八頭・長瀬馬七頭・久米在馬四頭・由良馬六頭・赤崎馬七頭・御来屋馬七頭・淀江馬七頭・法勝寺馬六頭・溝口馬五頭」など伯耆国内の馬五七頭が徴発されている(23)。しかもそれらの馬は宿駅の伝馬だけでなく在馬も含まれ伯耆西端の会見郡・日野郡にまで及んでいる。

人足の徴用についてははっきりしないが荷馬の徴発は、当然、それにともなう人足も徴用されていたことが容易に推定できる。

しかし、このような藩領内全域からの人馬の徴用は組織的なものでなく、藩主の参観交代のときなどのような一時的なものであったと考えられる。

伝馬賃・人足賃 寛永十四年（一六三七）の「因幡伯耆駄賃銀宿賃書付」のなかに、駄賃は「一里五分宛、坂ハ一里六分宛」とある。

この定は寛文四年（一六六四）八月朔日の「町方御法度」にも次のもうにみられる<sup>(24)</sup>。

- 一、駄賃之荷物、一駄四拾貫目并乗かけの荷物拾八貫之事。
  - 一、駄賃、一駄一里ニ付て五分、難所は六分宛の積也、脇道之輩も可守此趣を、荷物なくして令乗者、一里ニ付て三分五厘、難所ハ四分充、通し又は急の時は荷なしニ乗といふ共、一駄之賃をとるへき事。
  - 一、人足之荷物、壹人五貫目を限へし、それより重荷物ハ持はこふからず、人足賃ハ壹人一里ニ付て銀貳分五厘、難所ハ三分充たるへき事。
  - 一、乗掛の荷物、五貫目迄ハ荷なしに乗駄賃同前たるへし、それよりおもき荷物ハ本駄可取立事。
  - 一、宿賃之事、主人并馬ハ銀貳分、下々ハ一分宛たるへき事。
  - 一、人馬之賃、御定之外まし銀を取るもの之は、可為曲事之事。
  - 一、道筋其外在々所ニをみて人馬をつかひ候儀、それぞれ奉行手形次第ニ無滞可出之、若手形なくしてつかふ輩あらハ捕之来へし、違背の旅ハ所々之奉行へ可達之事。
- 右可相守此旨者也。

その後寛文六年（一六六六）になると、隣国の馬次駄賃銀の値上で、鳥取藩も「今まで定之外、向後一里一駄ニ付

而、壹分ましたるべく、人足賃は、前々のことたるべき<sup>(25)</sup>」に改訂され、一里の駄賃が六分となった。

伝馬賃・人足賃の値上は諸物価の高騰がそのおもな要因であった。すなわち正徳元年（一七一）米一石の値段が五八匁であったものが、正徳三年（一七一三）になると一二一匁に値上りした<sup>(26)</sup>。それを反映して駄賃も「諸色高値に付、…先年壹分、去春壹分、此度又壹分上りニ付、都合三分上り<sup>(27)</sup>」、一里につき九分となつてゐる。

その後も諸物価は高騰をつづけ、伝馬賃・人足賃も値上げとなる。とくに藩政期末の慶応元年（一八六五）には「近年米年々売荷少ク御用荷多ク、且諸通行繁ク相成、殊ニ諸色高値ニ而、馬座方并助郷村々トモ致難洪候趣ニ付、当丑年ヨリ来ル巳年迄五ケ年間、御用荷始メ御家中通行ノ節者、右人馬賃御定ノ外十割増シ被仰付候事<sup>(28)</sup>」とみられる。

## 二 宿場町

智頭街道 『因府録』に、鳥取藩主が「江戸参府の節は、御用人壹人・御勤役壹人、智頭迄御送り御迎に罷出る。……御帰国の節御迎の事ハ、智頭の御茶屋へ御用人御勤役御奏者、叶茶屋まで御目付、瓦町迄御徒頭、御八人下の渡し向迄、御中小姓下の渡し手前迄罷出る。御供の御用人御勤役は御茶屋にて御待受仕る。翌朝御先え罷帰り、御城にて御待受仕る也<sup>(29)</sup>。」とある。

鳥取―用瀬宿―智頭宿―駒帰宿―志戸坂峠（五三一メートル）とつなぐ鳥取藩主の参覲交代の街道が「智頭街道」である。志戸坂峠から先は美作小原宿―播磨平福宿―姫路とつづき「因幡街道」とよばれる。

用瀬宿 用瀬宿は、鳥取本城から千代川沿いに南へ四里二町二六間（約十八キロメートル）、千代川の支流佐治川



ムルニ、草木・採尾・景石・塔尾・新宮・神楽尾ノ城共、一休モセズ(30)とみられる。しかし、このころの城主や用瀬集落のようすについては記されておらずはつきりしない。

用瀬がしだいに整備されてきたのは、天正八年(一五八〇)磯部兵部大輔が三千石で景石城主になってからといわれる。

磯部氏は、用瀬の町の「道の中央に小川を作る。道を下町と下二丁目との境、上二丁目と上町との境に曲り(枒形)などを作り、下町のはずれに刑場を作る(31)」など、城下町としての形態を整えていった。

近世の用瀬は「町の長八町、街道の正中に小川通りて町並奇麗に軒をならぶ、毎月六度二・七ノ日用瀬市とて郡中の人集り諸物を交易す繁昌(32)」の谷口集落で、伝馬十八疋・御徒土目付の在番する御茶屋などがおかれた宿場である。

用瀬宿の宿場機構がどのようになっていたのか判然としないが、駅伝の中心機関である駅問屋は、筆太な「用瀬宿問屋」のちょうちんを軒下にぶらさげて、旧町役場付近にあったと伝えられている。また次の史料(33)から問屋で人足や伝馬の指図をした「馬指」・「馬頭」、 「馬持」などがいたことが知られる。

覚

一、当四月二日夜酉ノ中刻、用瀬出大 翌三日之朝卯上刻消留申候。

一、竈敷合百五拾三軒

内

式軒 大庄屋手代

壹軒 庄屋

貳軒 年寄

壹軒 馬頭

壹軒 馬指

壹軒 二人者

ノ 諸役人八軒

拾貳軒 諸職人

貳軒 禪門

四軒 医師

八軒 馬持

三拾五軒 商売人

残る八拾四軒 御百姓

外ニ寺 真言正覺寺本堂并庫裏、撞樓堂共焼失。浄土宗大善寺撞樓門斗焼失。

安永八年亥五月 日、

智頭郡用瀬宿庄屋

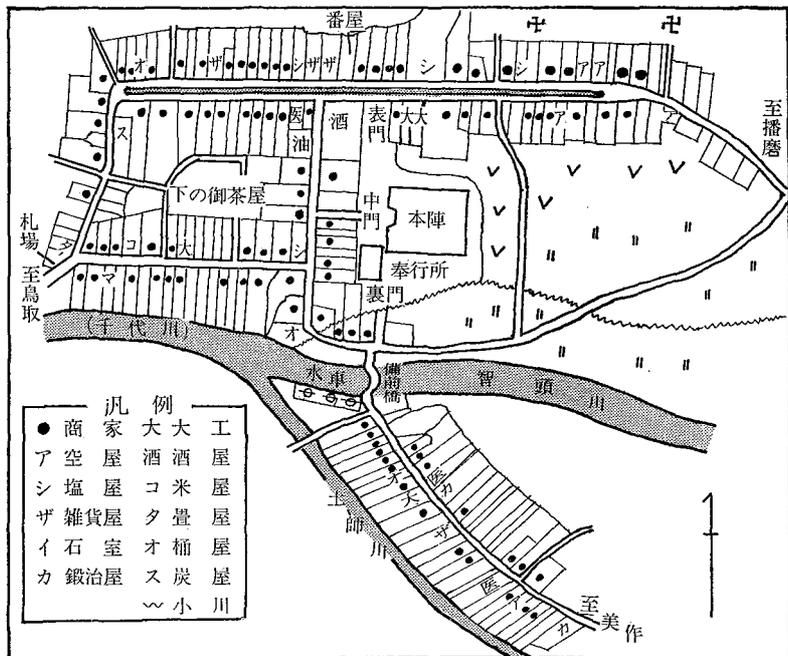
治郎兵衛

大庄屋 佐々木又兵衛殿

安永八年（一七七九）四月二日の用瀬宿の大火での焼失家屋についての記録である。寛政四年（一七九二）の用瀬宿の家数は二八八軒であるので、この大火で町の半数以上が焼失したことがわかる。焼失家屋のなかに馬頭・馬持・馬持の家が十軒ある。用瀬宿の伝馬は十八疋であるので、とくに「馬持 八軒」は、馬持の家のほとんど全部が焼失したのかも知れない。

用瀬宿の御茶屋は藩主が参覲交代のときの休憩所に供された。

御茶屋は、現在の用瀬郵便局の付近で、参覲交代路である智頭街道（上方往来）と佐治谷への佐治往還の分岐点に



第2図 智頭宿全図

(注) 天保14年「智頭宿全図」『智頭町の古文書』所収の地図を原図として作成。

位置した。御茶屋の屋敷は、東を街道、南を御茶屋小路（佐治往還）、西を幅七尺（約二メートル）の鷹狩用水路、北を溝で限られた約六二七坪（約二、〇六九平方メートル）の広さがある。御茶屋には、藩主の休憩室にあてられる御居間（八畳）・御次間（八畳）・御三の間（二二畳）・広間（二二畳）・湯殿（五畳）とそれに付属する部屋があり、その棟につづいて家臣の控の部屋があった。

用瀬の御茶屋の屋敷内には山奉行屋敷・十九疋を収容できる馬小屋なども設けられていた。

**智頭宿** 智頭宿は、千代川上流でその支流の土師川が合する合流点に位置し、鳥取藩主の参覲交代路で鳥取藩領内最大の宿場町である。

智頭は、『日本後紀』の大同三年（八〇八）に「智頭郡道保駅」、因幡国司平時範の日記『時範記』の承徳三年（〇九九）に「智頭郡駅家」とみられるように、古代からの宿駅である。

藩政期の智頭宿を『因幡志』は「鳥取城本より七里三町四十四間上方街道の本駅なり。二筋町にて下の口より左東へ一町町中、其より南へ二町立小路上町有て街道に小川を通す上方道にて是より東南美作の困境人見峠（駒還坂）に至る三里五町五間也。又裏小路を新町と云、下の口を直に一町右南に曲れば智頭川あり、其に架れる土橋を備前橋と云橋の向を河原町と云、之より南土師谷通り作州津山街道にて黒尾峠一名真桑坂に至る二里廿四町五十四間也。当所古名下市場なり、上に在るを上市場と云ふ。黒本其上に在り又其上を滝谷口と云ふ、皆上方街道也。妙法寺は古寺号にて上市場東の山上に廢跡あり。山崎村は今河原町と云ふ也。是皆智頭宿に属して近代下市場の名を失するも偏に繁昌の至りと謂つべし詳」と記している。

天保十四年（一八四三）の「智頭宿全図」をみると、智頭宿の街路は宿場鳥取側の入口で直角に曲げられ榊形状になっている。しかし播磨側の入口にはそのようなものはみられず、鳥取側の入口の榊形状街道も計画的におこなわれたものであるかどうかは判断できない。

宿場のメインストリートの街路は中央に伝馬の飲料水の便をはかるための水路がみられる。この水路は明治十五年（一八八二）街路の両側の水路に改修されて現在に至っている。

智頭宿における駅伝の中樞機関である「馬庄屋」・「馬問屋」・「馬指」などについては判然としない。馬問屋は宿場のメインストリートの西端あた辺りにあったと伝えられている。おそらく馬庄屋・馬問屋などは宿庄屋などの宿場役人が兼ねていたのであろう。

第3表 智頭宿の職業別戸数

町	上	下	中	河原町	計
職種					
家屋	20	25	31	24	100
家屋	2	1	1		4
家屋		3	1		4
家屋		1			1
家屋			2	1	3
家屋			1		1
家屋			1		1
工屋	2		1	1	4
工屋		1			1
工屋		1	1		2
工屋		1	1	1	3
官屋			1		1
官屋			1		1
家屋	1		1		2
家屋			1	2	3
家屋	15	14	8	11	48
計	40	47	53	43	183

(注) 天保14年「智頭宿全図」『智頭町の古文書』  
 などから推定分類。  
 屋号のある家とは屋号はついているが職種が  
 分類できないもの。他は屋号などで職種を分  
 類したもの。

「智頭宿全図」にかかれて  
 いる智頭宿の戸数は、上町四〇

たという(36)。  
 天保十四年(一八四三)の

宿の家々でも、家族の者が裏  
 の土蔵などに移り、家を空に  
 して参観交代の宿泊所に当て  
 人が課役として動員された。大掃除は近隣の村  
 人がやって来た谷々ごとに  
 山田谷・木屋・柳屋などに分  
 宿して仕事にあたった。智頭

本陣は藩主の参観交代のときには前もって畳・障子・壁などの張替えや大掃除がおこなわれた。大掃除は近隣の村人が課役として動員された。大掃除は近隣の村人がやって来た谷々ごとに山田谷・木屋・柳屋などに分宿して仕事にあたった。智頭宿の家々でも、家族の者が裏の土蔵などに移り、家を空にして参観交代の宿泊所に当てたという(36)。  
 智頭宿の本陣は、智頭街道(上方往来)側を表、津山往来側を裏として、現在の智頭町中町に広い屋敷跡がある。建物東側がこわ葺、西側が瓦葺であったと伝えられる。  
 天保八年(一八三七)の「智頭宿御茶屋平面図」をみると、本陣には居間(十二畳)・二ノ間(十二畳)・三ノ間(十二畳)・広間(三十畳)・玄関(十二畳)・御膳部屋(四・五畳)・御坊主部屋(十畳)、そのほかに御小姓部屋・御小姓間入などがある(36)。

戸・下町五〇戸、中町（新横町）五一戸・河原町四二戸の合計一八三戸である。これらの各家には居住者や屋号などが明記されている。それらの各家の屋号をもとに分類をおこなったのが第三表である。

屋号や苗字の記名のないものが全体の二六％で、残りの七四％のほとんどは商工業に関係するものである。しかし、塩屋・雑貨屋・大工・桶屋など職種の明記されているものは少く、屋号だけが記されたものが全体の五五％を占める。これらのほとんどは商家であらう。

美作小原と播磨平福 美作小原は岡山県大原町大原である。大原は、吉野川の上流東粟倉と西粟倉の両谷の交差点に位置し、古町・中町・下町に分かれる。このうちの古町はかつて小原とよばれ鳥取藩の本陣・脇本陣のおかれた宿場町である。

明治五年（一八七二）の「古町地図」をみると、古町の下の入口（姫路側）と上の入口（鳥取側）に土塁が設けられている。土塁は、下の入口の道の右側（東側）のものが縦一間八分・横五間半、左側（西側）のものが縦一間八分・横三間半、上の入口の道の右側（東側）のものが縦一間八分・横五間、左側のものが縦一間八分・横三間である。鳥取藩主が宿泊中はこの土塁の上に「因幡中将様御宿」の立札を立てたという。

小原宿は、下の土塁から上の土塁までの間が二六一間九合（約四七四メートル）あり、この間の街路の東側に三〇、西側に三三、合計六三の屋敷が割られている。

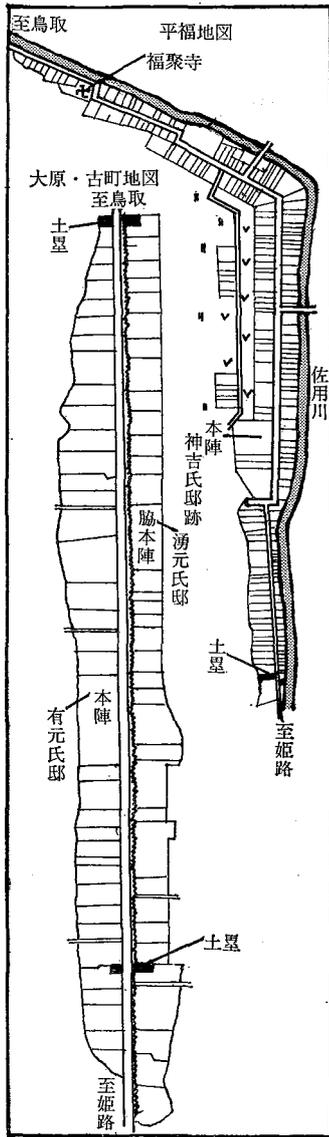
街路は一筋で直線的であるが、幅員は上・下（土塁付近）の二間二間半であるのに対し、宿場中央付近は三間半とやや広くなっている。

鳥取藩の本陣は宿場中央付近の有元氏邸が、脇本陣には湧元氏邸が建てられた。

有元氏が鳥取藩藩から本陣に命ぜられたのは宝曆十一年（一七六一）で、同時に千五百石が給され苗字帯刀が許された<sup>(97)</sup>。

一般の本陣は各藩主に対し自由に宿泊を認めたが、有元氏邸は鳥取藩の専用本陣であったので鳥取藩主だけの宿泊所であった<sup>(97)</sup>。

平福宿は、姫路城主池田輝政の家老池田由之が利神山（三七二メートル）山上の砦を城郭に改造した慶長五年（一六〇〇）ころから、城下町としての形態をととのえてきたといわれる。



第3図 平福宿・大原古町地図  
 (注) 明治7年「佐用郡平福村地図」  
 明治5年「大原・古町図」を原  
 図として作成

藩政期には城下町としてより因幡街道（山陰側では「智頭街道」、山陽側では「因幡街道」と呼ぶ）最大の宿場町として栄えた。

このころの里謡に「大原夜出て釜坂越えて花の平福あさがけに」とあり、また佐用川を背に並ぶ土蔵群の家並は当

時の繁榮ぶりがしのばれる。

明治七年（一九三二）十一月の「播磨国佐用郡平福村地図」（佐用町立平福郷土館蔵）をみると、平福宿は佐用川沿いに南北に走る因幡街道に沿った街村である。

宿場には下の入口の姫路側に土塁が設けられているが、上の入口鳥取側にはみられない。しかし、下と上の両入口近くに枳形がみられるが、城下町時代の遺構であろう。

鳥取藩の専用本陣であった神吉氏邸の屋敷跡はいまも平福の下町にあるが、邸宅は残らず老松が一本その名残りをとどめている。

出雲街道 『日野郡史』に次のような記述がある(38)。

慶長五年堀尾忠晴氏松江に封ぜられ吉晴に至り嗣なくして寛永十年国除せらる。此年参勤交代始まる。次に京極高次亦嘗なく同十四年封を除かる。同十五年松平直政封ぜらる。其後追々参勤交代厳行に付通路も松江より安来、会見郡山市場を経て日野郡溝口に入り、二部より間地峠を越え中安井（今舟場といふ）にて川舟に涉り根雨に着き、夫より板井原の作州峠を越え美作真島郡新庄に達するを便宜とせられ、寛文中二部の足羽五兵衛（出雲侯御本陣宿）、根雨の恩田市郎左衛門（大庄屋）、緒形一郎右衛門（多里平野より転住の財産家）、板井原の矢田貝七左衛門（庄屋後に中庄屋）、桂藤伝右衛門（後に宗旨庄屋）の諸氏の働きにて間地峠を修理し、中安井に渡舟を造り舟場と称し、板井原と作州峠四十曲を改修し此線路を出雲街道と公称するを得、其方に依り前記の人々を出雲侯の御本陣、或は御茶屋の亭主を許されたりと云へり、されば足羽家の御本陣、緒形家の御茶屋も之たるべし。

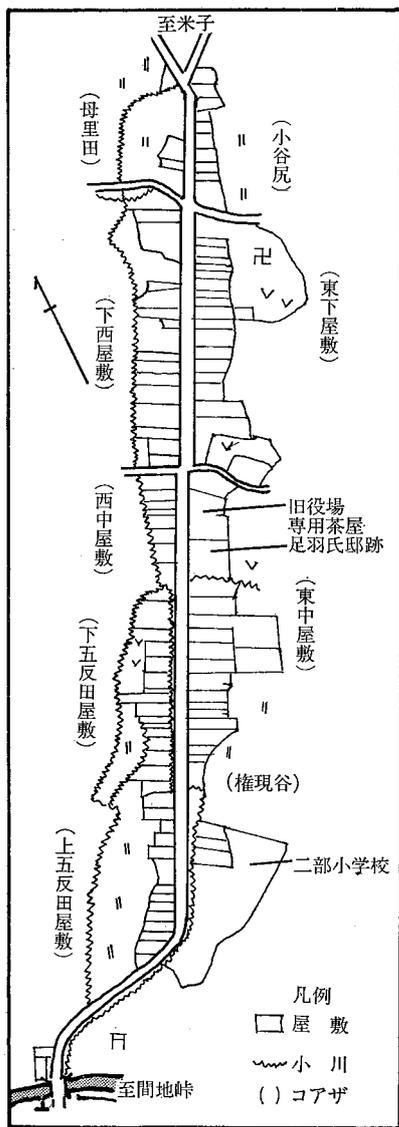
鳥取藩領内の松江藩主の参勤交代路は米子―溝口宿（日野川・川舟あり）―字代―二部宿―間地峠（四八〇メートル）―舟場（日野川・川舟あり）―根雨宿―板井原宿―四十曲峠（七七〇メートル）―美作新庄となる。これを「出雲

「街道」(上方往来)という。

しかし、このコースは溝口・宇代間で日野川を渡るため、日野川が洪水のとき川舟を使うことができなくなることが多いという理由で、文久二年(一八六二)米子―天方村―二部宿の新しい出雲街道に道替えとなった。

溝口宿と二部宿 溝口宿は、日野川が米子平野に出る谷口で、伯耆大山(二七七二メートル)の西の登山口にある。

藩政期の溝口宿の戸数は一三〇軒で伝馬二〇疋(安政末年)がおかれていた。松江藩は、日野川の渡舟場でも、ありにここに専用茶屋をおいていた。渡舟場は鳥取藩から渡守へ年に「米四石八斗」(天保十一年)が給されていた藩営の渡舟場と私営の渡舟場があった。松江藩の専用茶屋は前者の場所に近く「七里茶屋」と呼ばれていた。



第4図 二部宿地図

(注) 明治23年、溝口町二部の地籍図を原図として作成。切図合成のため縮尺不同

松江藩は藩主の参覲交代路の七里ごとに茶屋を設けていたことから「七里茶屋」の名称が生まれたという。また茶

屋の番人は背に円径四寸位の紋付を着用していたので里人は「お七里様」と呼んだという<sup>(39)</sup>。

近世松江藩が江戸と松江の間に「七里飛脚」の制度を設けていたことはよく知られている。この松江藩の七里飛脚について、文政元年（一八一八）の次のような史料がある<sup>(40)</sup>。

雲州様御用留

一、（前略）、雇七里飛脚之者江金壹疋、御献上物ニ金百疋、是又被下置頂戴仕候。附り、雇七里飛脚之者御上リ之節ハ継合新庄迄、御下リ之節ハ継合勝間田迄、前日御合印之羽織為着□□ニ而出迎申候。

一、七里飛脚ハ始而御本陣被仰付候節より、壹ヶ年銀壹メ匁ニ而請負、継立来候事ニ御座候之ハ、御飛脚出張無御座候。

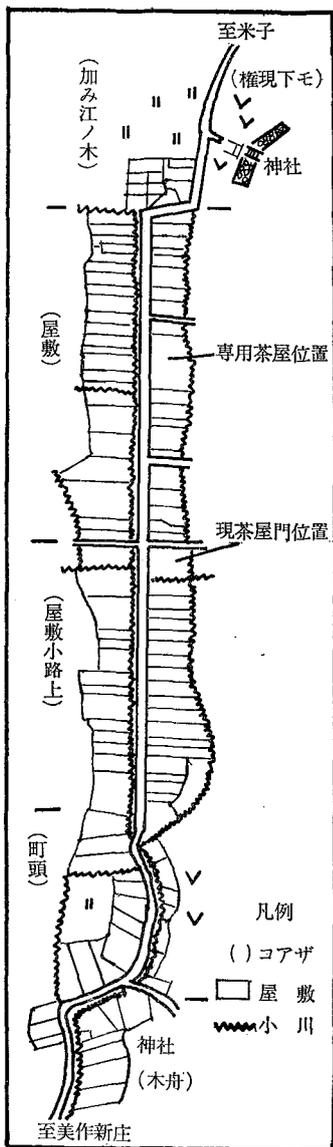
史料によると松江藩の七里飛脚は、年銀一貫匁で本陣が請負い、藩主の通行のときには印のはいった羽織を着て前の宿まで出迎えていることが知られる。

溝口宿においても専用茶屋が七里飛脚を請負っていたところから「七里茶屋」の名が生まれたのであろう。

二部宿は日野川の支流野上川の中流にある。

藩政期の二部宿の戸数は一二一戸で、伝馬十三疋（安政末年）。松江藩の専用茶屋がおかれた宿場町であった。宿場には宿屋四軒・茶店三軒があったと伝えられるが詳細はわからない。

松江藩の専用茶屋は、専任の番人をおくほどの規模でなかったため、三部郷の大庄屋である足羽氏邸があてられた。『伯耆志』は、足羽氏について「寛永年中雲州侯受封に及て、又参勤の旅館に供す。是より後世に絶す今に至るまで雲州侯より五人口を賜ふ<sup>(41)</sup>」と記しており、松江藩から祿を拝領する専用茶屋を経営していたことが知られる。



第5図 根雨地図

(注) 天保11年「根雨地図」を原図として作成。

鳥取藩の「在方諸事扣」の宝暦六年（一七五六）四月三日の条には「日野郡二部宿 助八、右、雲州本陣代々相務、其上家柄之者ニ付、此已後名字帯刀免被成候。間無違可相勤候。以上。」とある<sup>(42)</sup>。

明治二十三年の二部宿の地籍図をみると、二部は出雲街道に沿う一筋町である。宿場の中央付近に松江藩の専用茶屋であった足羽氏邸跡があり、その付近の街路がやや広くなっている。宿場の出入口には土塁や柵形はみられず、<sup>か</sup>上の端（南側）の道路の分岐点に、大坂商人近江屋市次郎が建てた嘉永二年（一八四九）の「右びんご、左大さか」の道標がある。

根雨宿 根雨宿は、日野川の中流にあり、出雲街道と奥日野・備後への「備後往来」の分岐点にある交通上の要地である。

藩政期の根雨宿の家数は一六二軒（安政末年）で、伝馬十一頭・松江藩の茶屋がおかれた宿場町である。天保十一

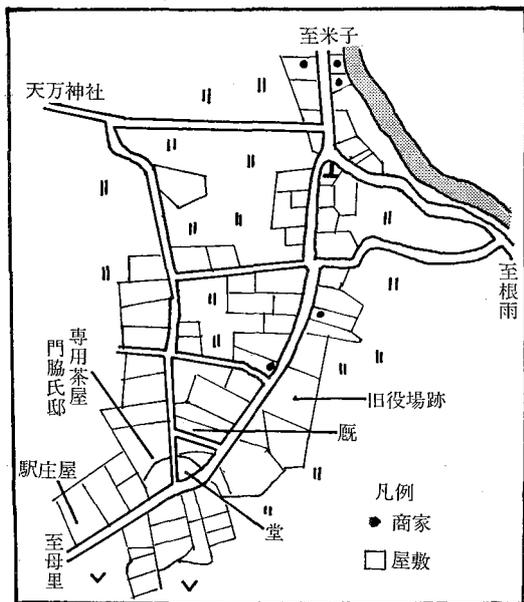
年（一八四〇）の「根雨地図」をみると根雨宿も出雲街道に沿った一筋町である。宿場を走る街路には宿場の下の入口（北側）に枡形がみられ、小字「加み江ノ木」と「屋敷」の字界はこれを利用してゐる。上の入口（南側）にははつきりした枡形はみられないが、街路が舌状山地の先端を迂回して曲つてゐるため自然の枡形状街路が形成されてゐる。しかし、これらの枡形は宿場町形成のときに意図的に設けられたものかどうかはつきりしない。おそらく自然にできあがつた枡形であろう。

「根雨地図」にかかれてゐる家数を数えると一二五軒ある。それらのうちの七三%（九一軒）は字「屋敷」・「ヤシキ小路上ミ」に集中してゐる。「屋敷」には松江藩の茶屋があり、そして安永（一七七二〜八一）年中ごろから「二十余軒の厩を設置し、出雲侯通行の便に供する<sup>(43)</sup>」など、宿場の中心地域をなしてゐた。このほかの藩政期の根雨宿のようすを知る手掛りとなるものはない。しかし、明治五年（一八七二）の「根雨宿職業別戸数<sup>(44)</sup>」をみると、商家が七〇軒で一番多く、はたごや十三軒、かごかき七軒・飛脚四軒・馬方四軒・茶屋渡世五軒など交通関係のものがこれについて多く、宿場町の繁栄をうかがうことができる。

松江藩の茶屋の経営は、大庄屋恩田市郎左衛門・緒形一郎右衛門とかわり、安永（一七七二〇—八二）年中梅林家に移つた。梅林家は茶屋の経営により松江藩から苗字帯刀が許され五人扶持が給された<sup>(45)</sup>という。しかし、松江藩の茶屋はいまはなく、その門だけがかつての茶屋の位置から南へ約五〇メートルの所に移されて残つてゐる。

天万宿 天万宿は日野川の支流法勝寺川の流域にある。

天万宿が出雲街道の新宿に指定されたのは文久二年（一八六二）六月のことである。新宿の指定は従来の米子—溝口宿—二部宿の出雲街道を米子—天万宿—二部宿へ「御替道」がおこなわれたためである。御替道の理由は「天万新



第6図 天万村地図

(注) 弘化2年「会見郡天万村田畑地統全図」を原図として作成。

駅設置につき申渡状控(46)に「雲州様・広瀬様共、江戸御上下之節、往古より溝口宿御通行之所、御川支等之御御不都合有之、并ニ母里様御家中江戸・大坂共東西往返之節、前々より奥会見郡法勝寺宿より二部宿へ人馬継立通行有之候所、此筋は路次難所多不弁利之次等有之趣ヲ以、以後奥会見郡天万村より二部宿之御道替被成」とかかれていゝる。すなわち「御替道」は、これまでの出雲街道のコースであるとか次の二か所で日野川を渡らなければならず、洪水のときには川止かわどまりがあり不便であること、他は松江藩の支藩母里藩の参観交代に不便であった。

日野川の渡舟場のその一は、会見郡八幡村と馬場村の間である。この川は「広十五間水深五尺以舟渡人洪水則不可両三日」である。その二は、溝口宿の渡して「広三十間深四尺五寸以舟渡人洪水則不可渡一日程(47)」である。

藩政期末の安政(一八五四～六〇)ごろの天万村の戸数は一二四軒である。弘化二年(一八四五)の「会見郡天万村田畑地統全図」をみると、天万村は北の米子、南の二部宿、西の母里からの道の交点を中心に発達した集村である。土塁や柵形はみられず、三差路に左二部・上方道、右母里・法勝寺、慶応三年の道標が建てら

れていた。

文久二年、松江藩の専用茶屋となつた門脇氏邸は三差路の西、法勝寺・母里道にある。茶屋から道の向う側には厩跡という所も残る。宿場を支配した駅庄屋の都田氏邸も法勝寺・母里道に面する。商店や旅宿は現在では四〜五軒が復原できないが、かつては三差路付近に十軒の宿屋や商店が集中していたという。

### おわりに

鳥取藩の宿駅制度や宿場町についての問題点を列挙する。

宿場機構を解明する手掛りとなるものは少ない。一般に宿場の中心機関をなすものが問屋場であり、そこで人馬の指示をするのが馬指である。鳥取藩での宿場の中心機関は馬問屋・馬庄屋、また用瀬宿では馬頭とよばれ伝馬を管轄していた。そして伝馬は馬持のところで飼育され、馬指が使用者に割り当てていた。鳥取藩の本城のある鳥取の伝馬継立所は棒鼻ぼうびなである。ここには馬庄屋のほかに「馬宿あり。諸国より入来る乗馬をも收容する所とす。又馬医も置かれ、町中病馬を治する外兼て在中の馬をも医療<sup>(48)</sup>」した。

助郷は元祿（一六八八〜一七〇四）以後に設けられ村送り・宿送り、さらに「郷」に課せられたものがあつた。村送り・宿送りは、それぞれ該当の村や宿に課せられたが、「郷」で徴用される範囲はおよそ四里位であつた。しかし、藩主の参覲交代のときは藩領内の因幡・伯耆全域に及んでいる。鳥取藩領内を通過する参覲交代は鳥取藩主が智頭街道、松江藩主が出雲街道を、原則として年に一回利用するだけであるので、常用的な徴用とは考えられない。

参覲交代の休泊所となるものに茶屋・本陣がある。智頭街道・因幡街道を通行する鳥取藩の、藩領内の智頭街道の

休憩所となる茶屋と宿泊所となる本陣を半日ごとの間隔で交互におき、茶屋には茶屋守、本陣には御徒目付を派遣していた。藩領外の因幡街道には専用の本陣をおき扶持米などを給していた。

出雲街道を通行する松江藩は鳥取藩領内の街道に専用茶屋をおいた。専用茶屋のなかで溝口宿の茶屋は「七里飛脚」を兼ねていたものと推定され、松江からの距離から推定すると松江―安来―溝口―板井原―美作新庄―久世―勝間田と継いでいたものと考えられる。

鳥取藩領の宿駅の地子免許についてははっきりしない。家老の「自分手政治」のおこなわれた陣屋町は無年貢地のところが多かった(50)が、宿駅はこの対象とならなかったようである。したがって宿場の全戸に宿の課役が割り当てられていたものと考えられる。その場合の課役の基準は、藩領内の町鳥取・米子・倉吉に課せられた軒間銀のように(51)、間口の広さを対象としていたのであろう。

宿場町の街路の入口付近には、道を直角に曲げて宿場を見通せないようにするための「曲の手」(「曲尺手」)とよばれる、枳形がつくられているものが多いという(52)。これは暴徒や盗賊から町をまもる目的をもって設計されたものである(53)。智頭街道・因幡街道・出雲街道の宿場町で、街路に明確なT字路・L字路の枳形状の街道をもつものは智頭街道の用瀬宿と因幡街道の平福宿、土塁をもつものが因幡街道の小原宿と平福宿である。用瀬宿・平福宿とも、近世以前または近世初頭の城下町であり、このときにつくられたものであろう。小原宿・平福宿の土塁は宿場の範圍を示すものとして設けられたのである。

智頭街道・因幡街道・出雲街道の宿場町は、文久二年(一八六二)に新宿となった天万宿を除き、飲料水や雑用水にする用水路が街路に引水されている。とくに智頭宿と用瀬宿は街路の中央に引水し、通行する伝馬の飲用水に供し

ている。これらの街路中央の水路も宿場の範圍を示すものとして興味がもたれる。

## 注

- (1) 『鳥取藩史5』昭和四五年、鳥取県、七四五頁
- (2) 前掲注(1)七四五頁
- (3) 用瀬町誌編さん委員会『用瀬町誌』昭和四八年、用瀬町、二二〇頁
- (4) 前掲注(1)七四八頁
- (5) 前掲注(1)七五〇頁
- (6) 前掲注(1)七五〇頁
- (7) 『鳥取藩史6』昭和四六年、鳥取県、四二四頁
- (8) 前掲注(7)四二四頁
- (9) 宝曆十三年六月「町方御法度」『鳥取藩史6』所収、四二五頁
- (10) 前掲注(7)四三二頁
- (11) 「御国御目付日記」安永五年(一七七六)四月十七日の条『鳥取藩史6』所収、四三四頁
- (12) 「御国御目付日記」安永五年(一七七六)四月十七日の条『鳥取藩史6』所収、四三四頁
- (13) 前掲注(7)四三六頁
- (14) 寛永九年(一六三二)十一月八日、「在方御法度」『鳥取藩史6』所収、四三六頁
- (15) 前掲注(1)七五一頁
- (16) 前掲注(1)七五三頁
- (17) 芳賀登『宿場町』昭和五二年、柳原書店、一三五頁
- (18) 「在方諸事扣」宝曆六年(一七五六)四月二十九日の条『鳥取県史9』所収、六九六頁

- (19) 大島延次郎『日本交通史概論』昭和四四年、吉川弘文館、一九四頁
- (20) 「在方御法度」、延享四年(一七四七)二月と宝暦二年(一七五二)六月の条『藩法集2』(鳥取藩)創文社、七五一頁
- (21) 「日野郡宿駅公用人馬定につき申渡状控」文久二年(一八六二)、『鳥取県史8』所収、四〇四～四〇五頁
- (22) 「在方諸事扣」、宝暦六年(一七五〇)三月、『鳥取県史9』、六四五～六四六頁参照
- (23) 用瀬町誌編さん委員会『用瀬町誌』昭和四八年、用瀬町、二二二～二二四頁
- (24) 「町方御法度」寛文四一年(一六六四)八月朔日の条『藩法集2』(鳥取藩)、創文社、一二三頁所収
- (25) 「町方御定」寛文六年(一六六六)七月十九日の条『鳥取藩史5』所収、七六二頁
- (26) 鳥取藩における米価の変動を知る史料はない。本稿での米価の変動は岸井良衛『街道散策』昭和五十一年、毎日新聞社、一〇〇～一〇五頁によった。
- (27) 「在方御定」正徳三年(一七一三)三月六日条『鳥取藩史5』所収、七六二頁
- (28) 前掲注(1)七六四頁
- (29) 「因府録」『鳥取県史6』所収、二五六頁
- (30) 後藤丹治・岡見正雄校注『太平記3』昭和四九年、岩波書店、三一五頁
- (31) 前掲注(9)二二頁
- (32) 安倍恭庵『因幡志』寛政七年(一七九五)、「因伯叢書」名著出版、昭和四七年復刻、二九六～二九八頁
- (33) 「在方諸事扣」安永八年(一七七九)六月六日の条『鳥取県史9』所収、九八九～九九〇頁
- (34) 前掲注(8)三一八～三一九頁
- (35) 大島延次郎『本陣の研究』昭和四五年、吉川弘文館、七四～七五頁
- (36) 鳥取県『鳥取県郷土史』昭和七年(一九三三)、一〇一四～一〇一六頁
- (37) 前掲注(8)六八～六九頁
- (38) 日野郡自治協会『日野郡史』大正十五年(一九二六)、昭和四七年、名著出版復刻、一六三三～一六三四頁
- (39) 溝口町誌編さん委員会『溝口町誌』昭和四八年(一九七三) 溝口町役場、一〇八頁

- (40) 文政元年(一八一八)五月、「雲州様御用留」『久世町史』昭和五十年、岡山県久世町教育委員会、八六九頁所収
- (41) 景山肅『伯耆志』安政末年、「因伯叢書」昭和四十七年復刻、名著出版、五五〇頁
- (42) 「在方諸事扣」宝曆六年(一七五六)四月三日の条『鳥取県史9』所収、六四六頁
- (43) 前掲注(42)一六六二頁
- (44) 日野町誌編さん委員会『日野町誌』昭和四五年、日野町、六六六頁
- (45) 前掲注(44)七五頁
- (46) 文久二年(一八六二)七月九日「天万新駅設置につき申渡状控」『鳥取県史8』所収、四〇六〜四〇七頁
- (47) 佐藤長通『因伯地理志』享保五年(一七二〇)
- (48) 前掲注(1)七五七頁
- (49) 前掲注(1)七五一頁
- (50) 中林保「近世鳥取藩の陣屋町」『人文地理』(二六―四)昭和四九年、八六〜一〇二頁参照
- (51) 中林保「近世鳥取藩の城下町」『歴史地理学会紀要』19「都市の歴史地理」昭和五二年、九七〜九九頁
- (52) 前掲注(4)二二頁
- (53) 前掲注(4)二三頁